

INFORMATION

▶ 理事長交代のお知らせ

2024年7月1日付をもって、下記のとおり、理事長の退任と就任が決定いたしましたのでお知らせいたします。

就任 松重 泰子

退任 飯田 健司

新理事長から皆様へ

合掌 いつも温かいお力添えをいただきありがとうございます。

2024年7月1日付でダスキン健康保険組合の理事長に就任いたしました。

組合員・事業主の皆さまにおかれましては、当健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

ここ数年、コロナ禍もあり健康保険組合を取り巻く環境も変化してきております。

医療費は増加傾向が続き過去最高となり、1人当たり医療費も上昇しています。65歳以上の医療費、1人当たり医療費も増加しています。内、糖尿病や高血圧などの「生活習慣の改善で予防が見込める疾患」や、がんなどの「早期発見・早期治療が見込める疾患」の医療費が全体の6割以上を占め、全国平均と比べ高い割合です。予防や改善、早期発見などを意識した取り組みが大切です。

人生100年時代と言われるますが、健康であることがベースとなります。働きさんご家族お一人お一人が日々生活の中で、健康づくりを意識していただくことをお願いいたします。

これからも、ダスキン健康保険組合は、会社・労働組合とともに皆さまお一人お一人が「生き生きと活動できる健康づくり」を支援してまいります。

引き続きお力添えよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。合掌

理事長 松重 泰子
株式会社ダスキン 執行役員
品質保証・リスク管理部担当
兼人事部長



▶ 先発薬の自己負担引き上げ

令和6年10月～

成分が同じで安価な「ジェネリック医薬品」があるにもかかわらず、価格の高い「先発薬」を選んで処方してもらう場合には、ジェネリック医薬品との差額のうち4分の1にあたる金額が患者負担となります（下表参照）。先発薬を選んだ場合の自己負担額が、従来以上に大きくなります。

対象となる先発薬	対象とならないケース
●ジェネリック医薬品が登場して5年以上経過している先発薬	●医療上の必要性があって先発薬を使う場合
●ジェネリック医薬品への置き換えが50%以上となった先発薬	●薬局にジェネリック医薬品の在庫がない場合



▶ パート・アルバイトの社会保険適用拡大

令和6年10月～

パート・アルバイトの方の社会保険の加入条件が変わります。2024年10月からは**従業員数51人以上の企業**で働くパート・アルバイトの方が新たに社会保険の適用になります。

対象となる企業

2024年9月まで

従業員数
101人以上の企業



2024年10月から

従業員数
51人以上の企業

加入対象者

- ☐ 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- ☐ 月額賃金が8.8万円以上
- ☐ 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
- ☐ 学生ではない

※従業員数はフルタイムの従業員数+週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数です。

任意継続被保険者※の標準報酬月額の上限の改定について

令和7年4月1日以降、任意継続被保険者の保険料を計算するための「標準報酬月額」の上限を以下の通り改訂します。
(令和6年2月21日組合会決議による組合会規約第42条第2項の変更)

任意継続被保険者制度

健康保険の被保険者期間が退職日まで継続して2ヵ月以上あった被保険者が、退職した後も、選択によって、引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度。保険料は全額被保険者負担。

現行

(健康保険法第47条第1項に基づく)

■下記のうち、いずれか少ない方の額

- 資格喪失時の標準報酬月額
- 前年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額
(参考:令和6年度は28万円)



変更後

(同法第47条第2項に基づく)

■下記のうち、いずれか少ない方の額

- 資格喪失時の標準報酬月額
- 38万円

尚、令和7年3月31日までに任意継続被保険者になる方、既に任意継続被保険者である方については、現行規約が適用されますので、上記変更の対象外です。

上記に伴い、令和7年4月1日以降に健康保険の任意継続をご検討される場合は以下の点にご留意ください。

- ▶現行28万円の標準報酬月額上限が38万円になります。
- ▶これにより、例えば、退職時の標準報酬月額が41万円の方が任意継続された場合の標準報酬月額は38万円となり(現行であれば28万円)、保険料は現行より高くなります。
- ▶資格喪失時の標準報酬月額が28万円以下の方については影響が生じません。

参考

標準報酬月額につきましては、ダスキン健康保険組合ホームページに掲載の「令和6年度保険料月額表」および「任意継続保険料月額表」を参照ください。

※次年度以降の保険料は保険料率の変更により変動する場合があります。

※任意継続被保険者には、事業主(会社)からの保険料負担はありません。

ダスキン健康保険組合ホームページ 「保険料」▶

URL ▶ https://www.duskin-kenpo.or.jp/insurance_benefits/insurance_rate.html

